

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山330番地1

氏名 株式会社 ウム・ヴェルト・ジャパン  
代表取締役 小柳 明雄



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証明する

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和3年10月15日

許可の有効年月日 令和8年1月29日

## 1. 事業の範囲

中間処理

【事業場①】

水銀加熱回収：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光ランプ、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。）

【事業場②】

水銀加熱回収：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光ランプ、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。）

破 碎：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上4種類

破 碎 分 離：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも廃太陽光パネルに限る。）

## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

【事業場①】 埼玉県久喜市河原井町47番4の一部 以上1筆（面積215.00㎡）

【事業場②】 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字上田262番8、268番、字西高山330番1、字東高山331番1 以上4筆（面積8,265.67㎡）

処理施設及び保管施設の概要は2頁から4頁のとおり。

## 3. 許可の条件

(1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。

(2) 中間処理は、2頁に掲げる処理施設で行うこと。

(3) 事業場②において、施設の使用に当たっては、彩の国資源循環工場（借地施設）運営協定に定められた大気、騒音及び悪臭の数値を遵守すること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

| 許可(届出)年月日  | 指令番号         | 変更内容                    |
|------------|--------------|-------------------------|
| 平成16年1月30日 | 指令産指第3672号   | 新規許可                    |
| 平成21年12月7日 | 指令産廃第871号    | 変更許可（破碎の追加）             |
| 令和元年6月21日  | 指令北環第51-10号  | 更新許可（優良認定）              |
| 令和3年3月24日  | 指令産廃第1306-1号 | 変更許可（破碎分離の追加及び破碎の限定の解除） |
| 令和3年10月15日 | 指令産廃第742-1号  | 変更許可（破碎の1種類の追加）         |

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

【事業場①】

| 施設の種類        | 処理能力              | 産業廃棄物の種類  | 設置年月日<br>許可年月日<br>許可番号 |
|--------------|-------------------|---|------------------------|
| 水銀加熱<br>回収施設 | 2.53t/日<br>(12時間) | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。） | 平成16年1月30日<br>—<br>—   |

【事業場②】

| 施設の種類            | 処理能力              | 産業廃棄物の種類  | 設置年月日<br>許可年月日<br>許可番号 |
|------------------|-------------------|---|------------------------|
| 水銀加熱<br>回収施設     | 5.52t/日<br>(24時間) | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。） | 平成17年5月11日<br>—<br>—   |
| 水銀加熱<br>回収施設     | 5.52t/日<br>(24時間) | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。） | 平成17年5月11日<br>—<br>—   |
| 破碎施設             | 1.50t/日<br>(12時間) | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも廃電球類に限る。）                             | 平成21年12月7日<br>—<br>—   |
| 破碎分離施設           | 4.48t/日<br>(8時間)  | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも廃太陽光パネルに限る。）                          | 令和3年3月24日<br>—<br>—    |
| 破碎施設<br>(二軸破碎機)  | 4.60t/日<br>(8時間)  | 廃プラスチック類 以上1種類  | 令和3年10月15日<br>—<br>—   |
|                  | 3.08t/日<br>(8時間)  | 木くず 以上1種類   |                        |
|                  | 5.61t/日<br>(8時間)  | 金属くず 以上1種類  |                        |
|                  | 6.49t/日<br>(8時間)  | ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上1種類   |                        |
| 破碎施設<br>(ハンマーミル) | 2.08t/日<br>(8時間)  | 廃プラスチック類 以上1種類  | 令和3年3月24日<br>—<br>—    |
|                  | 6.64t/日<br>(8時間)  | 金属くず 以上1種類  |                        |
|                  | 5.84t/日<br>(8時間)  | ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上1種類   |                        |



保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

|   | 産業廃棄物の種類  | 保管面積  | 保管高さ等                       |
|---|---|-------|-----------------------------|
| 1 | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。） | 7.0㎡  | 2.0m（屋内）<br>（200Lドラム缶×15本等） |
| 2 | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。） | 10.5㎡ | 2.0m（屋内）<br>（200Lドラム缶×20本等） |
| 3 | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。） | 6.0㎡  | 2.0m（屋内）<br>（200Lドラム缶×15本）  |

【事業場②】

|    | 産業廃棄物の種類  | 保管面積   | 保管高さ等   |
|----|---|--------|---|
| 1  | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。） | 193.7㎡ | 4.3m（屋内）<br>（1.0㎡メッシュパレット、0.62㎡メッシュパレット、1.7㎡ラック等） |
| 2  | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。） | 19.6㎡  | 4.3m（屋内）<br>（1.7㎡ラック、1.0㎡メッシュパレット、0.07㎡折り畳みコンテナ等） |
| 7  | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも廃電球類に限る。）                             | 3.3㎡   | 4.3m（屋内）<br>（200Lドラム缶、0.15㎡プラボックス）                |
| 8  | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ）に限る。） | 21.3㎡  | 4.3m（屋内）<br>（0.62㎡メッシュパレット、1.7㎡ラック、1.0㎡メッシュパレット等） |
| 9  | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも廃太陽光パネルに限る。）                          | 78.2㎡  | 4.3m（屋内）<br>（2.2㎡ラック、2.5㎡パレット）                    |
| 10 | 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上4種類                                       | 25.0㎡  | 3.0m（屋内）<br>（1.0㎡鉄箱×36個）                          |
| 11 | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも廃太陽光パネルに限る。）                          | 10.0㎡  | 2.0m（屋内）<br>（2.5㎡パレット、2.2㎡ラック）                    |
| 12 | 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上4種類                                       | 8.1㎡   | 2.5m（屋内）  |
| 13 | 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上4種類                                       | 22.4㎡  | 2.5m（屋内）  |



|    | 産業廃棄物の種類   | 保管面積  | 保管高さ等                        |
|----|--|-------|------------------------------|
| 14 | 廃プラスチック類 木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず以上4種類               | 8.1㎡  | 2.5m（屋内）                     |
| 15 | 廃プラスチック類、金属くず 以上2種類  | 9.2㎡  | 2.0m（屋内）<br>（10㎡コンテナ、8㎡コンテナ） |
| 21 | 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず以上4種類               | 24.0㎡ | 3.0m（屋内）<br>（1㎡鉄箱×27個）       |
| 22 | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも廃太陽光パネルに限る。） | 5.0㎡  | 1.5m（屋内）<br>（1㎡鉄箱×2個）        |

(以下余白)

COPY